

商 法 (配点 40 点)

以下の【設例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【設例】

1. P 株式会社（以下「P 社」という。）の代表取締役社長 A は、Q 株式会社（以下「Q 社」という。）の代表取締役社長でもある。P 社は、取締役会・監査役設置会社の IT 企業であり、株式の譲渡に取締役会の承認を要する閉鎖会社である。Q 社は、取締役会・監査役設置会社の不動産会社で、同じく株式の譲渡に取締役会の承認を要する閉鎖会社である。
2. P 社の役員構成は、代表取締役社長 A、取締役 B・C、監査役 D である。発行済株式総数は 100 株で、A が 60 株、B と C が 10 株ずつ、A の知人の X が 20 株を保有している。
3. Q 社の役員構成は、代表取締役 A、取締役 E・F、監査役 G である。発行済株式総数は 50 株で A が 50 株を保有している。
4. A は、Q 社所有のマンションの 1 室（適正価額 2000 万円）を、4000 万円で P 社に買い取らせようと考え、「P 社の代表取締役 A」として、かつ、「Q 社の代表取締役 A」として、売買契約を締結することにした（以下「本件売買契約」という）。

【設問 1】 (配点 20 点)

本件売買契約について、①P 社内で会社法 365 条、同 356 条の取締役会決議を経る必要があるか、また、②P 社内で取締役会決議が必要である場合、A は、P 社取締役会において本件売買契約に関し議決権を行使できるかについて、それぞれ解答しなさい。

【設問 2】 (配点 20 点)

P 社取締役会において本件売買契約の承認決議が B、C の賛成で可決されたため、A は、P 社の代表取締役かつ Q 社の代表取締役として本件売買契約を締結した。

P 社株主 X は、P 社が 4,000 万円で購入したことに疑念を持ち、本当は 2,000 万円程度の価値しかないと考え、会社法 847 条に基づき、A、B 及び C の 3 名の会社法 423 条 1 項の取締役としての責任追及をしたいと思っている。

X は、3 年前より P 社の株主であり、P 社に対し適法な提訴請求を行ったところ、P 社は不提訴通知書を X に送付したので、X は A、B、C に対して株主代表訴訟を提起した。

X の請求の当否について解答しなさい。

以上